

お客さまへ

大地みらい信用金庫

手形・小切手用紙発行終了に伴う当座勘定規定等の改正について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

令和 7 年 8 月 1 日付「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて」にてご案内しておりましたとおり、令和 8 年 6 月 30 日をもって手形・小切手用紙の発行が終了となります。

これに伴い、令和 8 年 7 月 1 日より当座勘定規定等を以下のとおり改正いたします。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正となる預金規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座口）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口）
- (3) 納税準備預金規定

2. 新旧対照表

(1) 当座勘定規定（一般当座口）

改正前	改正後
第 8 条(手形、小切手用紙) ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 13 条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	第 8 条(手形、小切手用紙) 削除 ⑤当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 13 条(支払保証) 小切手の支払保証はしません。 削除



(2) 当座勘定規定（専用約束手形口）

改正前	改正後
第 8 条(手形用紙) ③手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 ④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 ⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 9 条(手数料) 前項の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。	第 8 条(手形用紙) 削除 削除 ③当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ④前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 削除

(3) 納税準備預金規定

改正前	改正後
5. (預金の払戻し) (4)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手をお渡ししますので、これにより納付してください。</u>	5. (預金の払戻し) (4)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 削除

以上

